

農地法関係事務処理要領の制定について（抜粋）

制 定 平成21年12月11日21経営第4608号・21農振第1599号
農林水産省経営局長・農村振興局長通知
最終改正 令和2年4月1日元経営第3260号・元農振第3698号

別紙 1

農地法に係る事務処理要領

第 4 農地等の転用の関係

1 農地転用許可手続

(1) 法第4条の許可申請手続

ア 農地を転用するため法第4条第1項の許可を受けようとする者には、様式例第4号の1による申請書を当該農地の所在する区域を管轄する農業委員会（以下「関係農業委員会」という。）を経由して都道府県知事（農地法第4条第1項に規定する農林水産大臣が指定する市町村（以下「指定市町村」という。）の区域内にあっては、指定市町村の長。以下「都道府県知事等」という。）に提出させる。

イ 申請書には、次に掲げる書類を添付させる。

(ア) 法人にあっては、定款又は寄附行為及び法人の登記事項証明書

(イ) 申請に係る土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）

(ウ) 申請に係る土地の地番を表示する図面

(エ) 転用候補地の位置及び附近の状況を表示する図面（縮尺は、10,000分の1ないし50,000分の1程度）

(オ) 転用候補地に建設しようとする建物又は施設の面積、位置及び施設物間の距離を表示する図面（縮尺は、500分の1ないし2,000分の1程度。当該事業に関連する設計書等の既存の書類の写しを活用させることも可能である。）

(カ) 当該事業を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面（例えば、次に掲げる書面又はその写しのように、資力及び信用があることを客観的に判断することができるものとするのが考えられる。）

a 金融機関等が発行した融資を行うことを証する書面その他の融資を受けられることが分かる書面

b 預貯金通帳、金融機関等が発行した預貯金の残高証明書その他の預貯金の残高が分かる書面（許可を申請する者又はその者の住居若しくは生計を一にする親族のものに限る。）

c 源泉徴収票その他の所得の金額が分かる書面

d 青色申告書、財務諸表その他の財務の状況が分かる書面

(キ) 所有権以外の権原に基づいて申請をする場合には、所有者の同意があったこ

とを証する書面、申請に係る農地につき地上権、永小作権、質権又は賃借権に基づく耕作者がいる場合には、その同意があったことを証する書面

(ク) 当該事業に関連して法令の定めるところにより許可、認可、関係機関の議決等を要する場合において、これを了しているときは、その旨を証する書面

(ケ) 申請に係る農地が土地改良区の地区内にある場合には、当該土地改良区の意見書（意見を求めた日から30日を経過してもその意見を得られない場合にあっては、その事由を記載した書面）

(コ) 当該事業に関連する取水又は排水につき水利権者、漁業権者その他関係権利者の同意を得ている場合には、その旨を証する書面

(サ) その他参考となるべき書類（許可申請の審査をするに当たって、特に必要がある場合に限ることとし、印鑑証明、住民票等の添付を一律に求めることは適当でない。）

(2) 法第5条の許可申請手続

ア 転用の目的で農地等について権利を設定し、又は移転するため法第5条第1項の許可を受けようとする者には、様式例第4号の2による申請書を関係農業委員会を經由して都道府県知事等に提出させる。その農地の権利を取得する者が同一の事業（同一の事業主体が一連の事業計画の下に転用しようとする事業をいう。以下同じ。）の目的に供するためその農地と併せて採草放牧地について権利を取得する場合も、同様とする。

イ 申請書には、(1)のイの(ア)から(サ)までに掲げる書類（同イの(キ)及び(ケ)中「農地」とあるのは、「農地等」と読み替える。）を添付させる。

(3) 農地転用許可の申請者

法第4条第1項又は第5条第1項の許可（以下第4において「農地転用許可」という。）の申請をする者は、次に掲げるとおりである。

ア 法第4条第1項の許可を申請する場合にあっては、農地を転用しようとする者

イ 法第5条第1項の許可を申請する場合にあっては、農地等について権利を取得しようとする者及びその者のために権利を設定し、又は移転しようとする者の双方とする。ただし、その申請に係る権利の設定又は移転が競売若しくは公売又は遺贈その他の単独行為による場合及びその申請に係る権利の設定又は移転に関し、判決が確定し、裁判上の和解若しくは請求の認諾があり、民事調停法（昭和26年法律第222号）により調停が成立し、又は家事事件手続法（平成23年法律第52号）により審判が確定し若しくは調停が成立した場合には、この限りでない。

(4) 農業委員会の処理

ア 農業委員会は、申請書の提出があったときは、申請書の記載事項等につき検討して様式例第4号の3による意見書を作成し、これを申請書に添付して都道府県知事等に送付しなければならない。この場合、都道府県農業委員会ネットワーク機構（農業委員会法第42条第1項の規定による都道府県知事の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構をいう。以下同じ。）に意見を聴いたときは、当該都道府県農業委員会ネットワーク機構の意見も踏まえ意見書を作成する。

また、農業委員会は、その意見書の写しを保管する。

なお、意見決定の際特に問題として討議又は質疑が行われた事項があった場合には、関係議事録の写しを意見書に添付する。

イ 農業委員会は、送付した申請書に対する指令書の写しの送付を都道府県知事等から受けたときは、意見書の写しに都道府県知事等の処理結果を記入する。

(5) 都道府県知事等の処理

ア 都道府県知事等は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、必要がある場合には実地調査を行い、農地転用許可の可否を決定する。

イ 都道府県知事等は、農地転用許可の可否を決定したときは、指令書を申請者に交付するとともに、その写しを関係農業委員会に送付する。この場合、指令書には、当該許可又は不許可に係る権利の種類及び設定又は移転の別を明記する。

なお、指令書は、当事者の連署による申請に係るものにあつては、その双方に交付する。

ウ 都道府県知事等は、申請を却下し、申請の全部若しくは一部について不許可処分をし、又は附款を付して許可処分をする場合には、指令書の末尾に次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める教示文を記載する。

(ア) 4ヘクタール以下の場合

「〔教示〕

1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第4条の規定により、この処分のあつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、都道府県知事に審査請求書（同法第19条第2項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第4項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）を提出して審査請求をすることができます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法（昭和27年法律第229号）第53条第2項の規定により、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和25年法律第292号）第25条の2第2項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。）を提出して裁定の申請をすることができます。

なお、この場合、併せて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、都道府県を被告として（訴訟において都道府県を代表する者は都道府県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。」

（留意事項）指定市町村にあつては、下線の部分は、「都道府県」は「市町村」、「都道府県知事」は「市町村長」と記載すること。

(イ) (ア)以外の場合

「〔教示〕

1 この処分に不服があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の2第1項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、農林水産大臣に審査請求書（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第2項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第4項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）正副2通を提出して審査請求をすることができます。

なお、審査請求書は、都道府県知事を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、また、直接農林水産大臣に提出することもできますが、直接農林水産大臣に提出する場合には、〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇農政局長に提出してください。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法（昭和27年法律第229号）第53条第2項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和25年法律第292号）第25条の2第2項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。）を提出して裁定の申請をすることができます。

なお、この場合、併せて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、都道府県を被告として（訴訟において都道府県を代表する者は都道府県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、

その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。」

(留意事項) 北海道及び指定市町村にあつては、下線の部分は記載しないこと。なお、指定市町村にあつては、二重下線の部分は「農林水産大臣」は「都道府県知事」、「都道府県」は「市町村」、「都道府県知事」は「市町村長」と記載すること。

(6) その他処理上の留意事項

ア 申請に係る農地等の全部又は一部が賃借権の設定された農地等である場合であつて、当該農地等について耕作又は養畜の事業を行っている者以外の者が転用するときは、その申請に係る農地転用許可は、当該農地等に係る法第18条第1項の許可と併せて処理することとし、特に、指定市町村の長が処理する事案にあつては、これら双方の許可に食い違いの生じないように、許可権者間の連絡に留意する。

イ 法第4条第1項又は第5条第1項の許可権者(以下第4において「農地転用許可権者」という。)は、農地転用許可をしようとする場合において、当該事業が都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条又は第43条第1項の許可(以下「開発許可」という。)を要するものであるときは、開発許可の権限を有する者(以下「開発許可権者」という。)に可及的速やかに連絡し、調整を図ることが望ましい。また、農地転用許可及び開発許可は、この調整を了した後に同時にすることが望ましい。

なお、2の協議を行う場合も、同様とする。

ウ 農地転用許可をするに当たっては、原則として「①申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。②許可に係る工事が完了するまでの間、本件許可の日から3か月後及びその後1年ごとに工事の進捗状況を報告し、許可に係る工事が完了したときは、遅滞なく、その旨を報告すること。③申請書に記載された工事の完了の日までに農地に復元すること。」という条件を付するものとし、その他の条件を付するに当たっては、一定の期間内に一定の行為をしない場合には農地転用許可が失効するというような解除条件は避ける等、その条件は明確なものとし、その後の農地転用許可の効力等につき疑義を生ずることのないようにする。

(留意事項) ③については、農地の転用目的が一時的な利用の場合において記載すること。

エ 転用目的が資材置き場のように建築物の建築等を伴わないもの(以下「資材置き場等」という。)である場合には、当該転用目的どおり十分な利用がなされないまま他用途に転換されることがないように、農地転用許可権者は、事業規模の妥当性、事業実施の確実性等を的確に判断する必要がある。

例えば、過去に資材置き場等に供する目的で農地転用許可を受けたことのある事業者から新たな申請があった場合には、過去に実施した転用事業が当初計画どおりに実施されているか確認する必要がある。また、資材置き場等の目的で申請があった土地が電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条第3項に基づく認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画の設備の所在地となっている場合であって、農地転用許可の基準上、当該設備の設置が許可できない土地である場合にあっては、偽りその他不正の手段により農地転用許可を得ようとしている可能性を考慮し、事業者等から事情を聴取するなど、慎重かつ十分な審査を行う必要がある。

また、資材置き場等に供する目的で農地転用許可がされた場合には、その後の一定期間、農業委員会は、当該土地の利用状況を確認することが望ましい。

オ 農地転用許可に関する指令書とその申請者に交付するときには、その指令書に必ず「注意事項」として「許可に係る土地を申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないときは、法第51条第1項の規定によりその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて原状回復の措置等を講ずべきことを命ずることがあります。」旨を記載する。

カ 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第112号）第5条第1項に規定する実施計画に基づく施設用地の整備など地域の振興等の観点から地方公共団体等が定める公的な計画に従って農地を転用して行われる施設整備等については、農業上の土地利用との調和を図る観点から、当該実施計画の策定の段階で、転用を行う農地の位置等について当該実施計画の所管部局と十分な調整を行う。

キ 市町村（指定市町村を除く。）が、則第25条第1号から第3号までに掲げる施設又は市役所、特別区の区役所若しくは町村役場の用に供する庁舎を設置するための用地として農地を選定せざるを得ない場合には、農地転用許可を受けることのできる農地が選定されるよう、当該許可申請に先立って2の(4)の例に倣い都道府県知事と十分に調整を行うことが望ましい。

2 法第4条第8項及び第5条第4項の協議の手続

(1) 法第4条第8項の協議の手続

ア 法第4条第8項の協議をしようとする国、都道府県又は指定市町村の転用事業担当部局（以下「4条協議者」という。）は、(4)の事前調整を行った上で様式例第4号の4による協議書を都道府県知事等に提出する。

イ 協議書には、1の(1)のイの(イ)から(サ)までに掲げる書類を添付する。

(2) 法第5条第4項の協議の手続

ア 法第5条第4項の協議をしようとする国、都道府県又は指定市町村の転用事業担当部局（以下「5条協議者」という。）は、(4)の事前調整を行った上で様式例第4号の5による協議書を都道府県知事等に提出する。その農地の権利を取得する者が同一の事業の目的に供するためその農地と併せて採草放牧地について権利

を取得する場合も、同様とする。

イ 協議書には、1の(1)のイの(イ)から(サ)までに掲げる書類（同イの(キ)及び(ケ)中「農地」とあるのは、「農地等」と読み替える。）を添付する。

(3) 都道府県知事等の処理

ア 都道府県知事等は、協議書の提出があったときは、その内容を検討し、必要がある場合には実地調査を行った上で、協議の成立又は不成立を決定する。

イ 都道府県知事等は、協議の成立又は不成立を決定したときは、その旨を記載した通知書を4条協議者又は5条協議者に送付するとともに、その写しを関係農業委員会に送付する。この場合、通知書には、協議の成立又は不成立に係る権利の種類及び設定又は移転の別を明記する。

ウ 都道府県知事等は、法第4条第8項又は第5条第4項の規定により協議を成立させようとする事案については、あらかじめ関係農業委員会の意見を聴かなければならない。

(4) 法第4条第8項及び第5条第4項の協議に関する事前調整

ア 都道府県知事等は、農地転用許可の対象となる施設を設置しようとする国、都道府県又は指定市町村の転用事業担当部局に対し、農地転用に当たり当該許可が必要であること及び当該許可に代えて協議を行うことができることを周知するとともに、協議の適正かつ円滑な実施を図るためには、転用候補地の選定前に農地転用許可権者との間で事前調整を行うことが重要であることを常に周知徹底する。

イ 都道府県知事等は、転用候補地の選定前の段階で国、都道府県又は指定市町村の転用事業担当部局から速やかに事業計画を入手するよう努めるとともに、必要に応じ、転用事業担当部局から農地担当部局に対し、転用候補地の選定前に事業計画に係る情報の提供を行うようルール化しておくことが望ましい。この場合、事業計画の内容によっては、同一都道府県又は指定市町村の土地利用担当部局、環境担当部局等の間で連絡調整を図ることも検討することが望ましい。

ウ 国、都道府県又は指定市町村の転用事業担当部局は、都道府県知事等に対し、様式例第4号の6による事前調整申出書を提出する。この場合、当該転用事業担当部局は、一の事業計画につき二以上の転用候補地があるときは、それぞれについて申出書を提出する。

なお、必要に応じ、関係農業委員会の意見を聴くことが望ましい。

エ 事前調整に当たっての留意事項

(ア) 都道府県知事等は、法第4条第6項又は第5条第2項に規定する許可基準（以下「農地転用許可基準」という。）に照らし、事業計画の適否について判断することとし、特に、次に掲げる事項について検討するよう留意する。

a 農地の集団性・連たん性への影響

地域において公共転用によって損なわれるおそれのある農地の集団性・連たん性に関する評価を行うこと。

b 周辺の農地の確保への影響

公共転用が周辺の農地における農地転用を誘発する懸念に関する評価を行うこと。この場合、周辺にある既存の公共施設又は公益的施設の種類・立地

状況、宅地化の状況等から、農地転用の拡大可能性を予測することが必要である。

c 周辺の農地に係る営農条件への影響

公共転用が周辺の農地に係る営農条件に及ぼす支障に関する評価を行うこと。

d 効率的かつ安定的な農業経営を営む者の経営への影響

公共転用が地域の効率的かつ安定的な農業経営を営む者の経営の維持・発展に及ぼす悪影響に関する評価を行うこと。

e 地域の環境への影響

公共転用が現在又は将来における地域の街づくり、環境等に及ぼす悪影響に関する評価を行うこと。

(イ) 都道府県知事等は、事業計画の適否について検討した結果、転用候補地の立地等が不相当と判断した場合には、国、都道府県又は指定市町村の転用事業担当部局に対し、速やかに事業計画を中止するよう勧告する。

オ 都道府県知事等の処理

(ア) 都道府県知事等は、事前調整申出書の提出があったときは、農地転用許可基準に基づき事業計画の適否について判断し、その結果を書面により回答するとともに、関係農業委員会にその旨を連絡する。

(イ) 都道府県知事等は、転用候補地の選定が適当である旨回答しようとする場合には、当該回答に、協議の際に留意すべき事項及び当該事項が充足されないとき協議が不成立になる可能性がある旨を併せて記載する。

なお、留意すべき事項は、法第4条第6項第3号から第6号まで又は法第5条第2項第3号から第7号までの該当項目の各事項について記載する。

(ウ) 都道府県知事等は、法第4条第8項及び第5条第4項の協議に関する事前調整が、優良農地の確保等の観点を踏まえ、転用候補地の選定が適正に行われたことの確認を目的とするものであることに鑑み、当該事前調整においては、転用候補地の選定の適否の検討にとどめつつ、事務を迅速に処理するよう努める。

3 法附則第2項の規定による協議の手続

(1) 都道府県知事等の処理

ア 都道府県知事等は、法附則第2項の規定により地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」という。）に協議しようとするときは、法第4条第1項若しくは第5条第1項の規定による許可申請又は法第4条第8項若しくは第5条第4項の協議に係る事業の概要、許可申請書又は協議書の記載事項等につき検討した上で様式例第4号の7による概要書を作成し、これに必要な資料等を添付し、速やかに地方農政局長等に提出する。

ただし、都道府県知事等が法附則第2項第1号又は第3号の規定による協議を複数回に分けて行う場合は、既に行われた協議において提出した資料の提出は省略できるものとする。

イ 都道府県知事等は、地方農政局長等から協議の回答を受けた後に、速やかに農

地転用についての許可若しくは不許可の処分又は協議の成立若しくは不成立の決定を行う。

(2) 地方農政局長等の処理

地方農政局長等は、都道府県知事等から協議を受けたときは、その内容を検討し、必要があると認めるときは、都道府県知事等に協議に係る内容等について確認を行い、速やかに検討結果を都道府県知事等に通知する。

4 標準的な事務処理期間

農地転用関係の事務に係る標準的な事務処理期間は、別表1のとおりとする。

5 届出関係

(1) 法第4条第1項第8号の規定による届出の手続

ア 法第4条第1項第8号に規定する市街化区域（以下「市街化区域」という。）内の農地を転用するため同号の規定による届出をしようとする者には、様式例第4号の8による届出書を関係農業委員会に提出させる。

イ 届出書には、次に掲げる書類を添付させる。

(ア) 土地の位置を示す地図（縮尺は、10,000分の1ないし50,000分の1程度）

(イ) 土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）

(ウ) 届出に係る農地が賃貸借の目的となっている場合には、その賃貸借につき法第18条第1項の許可があったことを証する書面

(2) 法第5条第1項第7号の規定による届出の手続

ア 市街化区域内の農地等について転用の目的で権利を設定し、又は移転するため法第5条第1項第7号の規定による届出をしようとする者には、様式例第4号の9による届出書を関係農業委員会に提出させる。

イ 届出書には、(1)のイの(ア)から(ウ)までに掲げる書類（同イの(ウ)中「農地」とあるのは、「農地等」と読み替える。）のほか、届出に係る転用行為が都市計画法第29条の開発許可を受けることを必要とするものである場合には、当該転用行為につき当該開発許可を受けたことを証する書面を添付させる。

(3) 添付書類その他についての留意事項

ア 届出者が相続後まだ相続による権利移転の登記を了していない場合のように、届出者がその届出に係る農地等についての真正な権利者であるかどうかは土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）によっては確認することができない場合には、戸籍謄本（除籍の謄本を含む。）その他の書類の提出を求めて届出者がその届出に係る農地等の真正な権利者であることの確認を行うことが適当と考えられる。

イ (ア)届出に係る農地等の賃貸借が農事調停等により成立した合意によって解約されることとなっている場合その他その賃貸借契約が終了することとなっている場合又は(イ)届出に係る農地等が賃貸借の目的となっている場合であって賃借人がその農地等を転用し、若しくは転用のためその農地等を取得しようとする場合等においては、その賃貸借につき法第18条第1項の許可があったことを証する書面を添付する必要はないが、(ア)の場合には、これに代えて、解約につき合意の成立したことを証する書面その他この賃貸借契約が終了することが確実であると認める

ことができる書面を添付させることが適当と考えられる。

ウ 届出に係る農地等の賃貸借の解約等が法第18条第1項ただし書の規定により同項の許可を要しないで行われている場合であって、その旨が同条第6項の規定に基づいて関係農業委員会に通知されていないときは、その通知を届出と同様に行わせることが適当と考えられる。

(4) 届出者

届出をする者は、次に掲げるとおりである。

ア 法第4条第1項第8号の規定による届出にあつては、1の(3)のアに掲げる者

イ 法第5条第1項第7号の規定による届出にあつては、1の(3)のイに掲げる者

(5) 農業委員会の処理

ア 農業委員会は、届出書の提出があつたときは、速やかに届出に係る土地が市街化区域内にあるかどうか、届出書の法定記載事項が記載されているかどうか及び添付書類が具備されているかどうかを検討するほか、当該届出に係る農地等が賃貸借の目的となっているかどうかを調査の上、その届出が適法であるかどうかを審査して、その受理又は不受理を決定する。

イ 農業委員会は、届出を受理したときは、遅滞なく様式例第4号の10による受理通知書その届出者に交付し、届出を受理しないこととしたときは、遅滞なく理由を付してその旨をその届出者に通知する。

ウ 1の(5)のウの規定は、農業委員会が届出者に対し受理しない旨の通知をする場合に準用する。

(6) 事務処理上の留意事項

ア 農業委員会は、届出書の提出があつたときは、直ちに、届出者に対し、法第4条第1項第8号又は第5条第1項第7号の規定による届出は農業委員会において適法に受理されるまでは届出の効力が発生しないことを十分に説明し、受理通知書の交付があるまでは転用行為に着手しないよう指導する。

イ 農業委員会は、届出書の提出があつた場合には、直ちに、受理又は不受理の決定に係る専決処理手続を進めるものとする。

また、受理又は不受理の通知書が遅くとも届出書の到達があつた日から2週間以内に届出者に到達するように事務処理を行う。

なお、届出に係る事務を専決処理したときは、当該事案について直近の総会又は部会に報告することが適当と考えられる。

ウ 農業委員会は、届出に係る農地等が土地改良区の地区内にあるときは、農地転用を行う旨の届出がなされたことを当該土地改良区に通知する。

6 違反転用等への対応

(1) 違反転用に対する処分等

ア 農業委員会の処理

(ア) 農業委員会は、法第51条第1項各号のいずれかに該当する者（以下「違反転用者等」という。）に係る違反転用等の事案（以下「違反転用事案」という。）を知ったときは、速やかに、その事情を調査し、遅滞なく様式例第4号の11による報告書（(3)のイの(ア)による勧告をした事案又は農作物栽培高度化施設に

において農作物の栽培が行われないことが確実となった場合において農業委員会から高度化施設用地が違反転用に該当する旨の報告があった事案を除く。)を都道府県知事等に提出する。また、農業委員会は、その報告書の写しを保管する。

(イ) 農業委員会は、法第52条の4の規定による都道府県知事等に対する要請を行う場合には、都道府県知事等が講ずべき法第51条第1項の規定による命令その他必要な措置の内容を示して行うものとする。

(ウ) 農業委員会は、イの(ア)又は(ウ)による都道府県知事等の通知があったときは、その処分又は命令が遵守履行されるよう違反転用者等を指導する。

(エ) 農業委員会は、違反転用者等に対してイの(ウ)による都道府県知事等の通知に係る処分又は命令の履行を完了したときは、遅滞なくその旨を書面により届け出るよう指導する。この場合の届出書の部数については、2部とする。

(オ) 農業委員会は、(エ)による処分又は命令の履行を完了した旨の届出があったときは、その旨を都道府県知事等に報告する。

なお、再び農作物栽培高度化施設と認められる事案については、当該施設が則第88条の3各号の要件を満たしているかを農業委員会が確認した上で、都道府県知事等に報告する。

(カ) 農業委員会は、違反転用者等がイの(ウ)による都道府県知事等の通知に係る処分又は命令の履行を遅滞していると認められる場合には、直ちに、その理由及び処分又は命令の履行状況を報告すべきことを文書により督促し、漫然と日時を経過させないよう留意することとし、その処理経過を都道府県知事等に報告する。また、農業委員会は、その報告書の写しを保管する。

(キ) 農業委員会は、違反転用事案の処理経過を明確にし、事後の指導の便に資するため違反転用事案処理簿を作成し、これを保管する。この処理簿は、事案ごとに、(ア)、(エ)及び(カ)、イの(ア)並びにイの(ウ)に関する書類を合綴し、整理番号を付したものとする。

イ 都道府県知事等の処理

(ア) 都道府県知事等は、アの(ア)による農業委員会からの報告書の提出等により違反転用事案を把握した場合には、次のように対応すべきものとする。なお、高度化施設用地が違反転用に該当することについては、農業委員会からの報告により確知するものとする。

a 必要に応じて実地調査を行い、違反転用者等に対し、期限を定めて是正するよう指導を行う。

b aの指導に応じない場合には、違反転用者等に工事その他の行為の停止等を書面(様式例第4号の12)により勧告するとともに、農業委員会にその旨を通知する。また、都道府県知事等は、その勧告書の写しを保管する。

c bの勧告に従わない場合には、法第51条第1項の規定による処分又は命令を行うことを検討するものとする。また、当該処分又は命令を行おうとする場合には、行政手続法に基づき聴聞又は弁明の手続をとることが適当と考えられる。

(イ) 違反転用者等が(ア)の指導に従わない場合には、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第239条第2項の規定により検察官又は司法警察員に対して告発をするかどうかを検討する。

なお、この場合、書類の作成など告発のための手続等について、あらかじめ検察官又は司法警察員と十分に調整を行うことが適当と考えられる。

(ウ) 都道府県知事等は、違反転用事案の内容及び聴聞又は弁明の内容を検討するとともに、当該違反転用事案に係る土地の周辺における土地の利用の状況、その土地の現況、違反転用により農地等以外のものになった後においてその土地に関し形成された法律関係、農地等以外のものになった後の転得者が偽りその他不正の手段により農地転用許可を受けた者からその情を知ってその土地を取得したかどうか、過去に違反転用を行ったことがあるかどうか、是正勧告を受けてもこれに従わないと思われるかどうか等の事情を総合的に考慮して、処分又は命ずべき措置の内容を決定する。この場合、当該違反転用事案に係る土地が農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）第8条第2項第1号に規定する農用地区域内の土地であるときは、特段の事情がない限りこれらの処分又は命令を行うことが適当と考えられる。

当該処分の内容を決定した場合にはこれを様式例第4号の13により、命ずべき措置の内容を決定した場合にはこれを様式例第4号の14により、それぞれ違反転用者等に通知するとともに、その写しを関係農業委員会に送付する。また、都道府県知事等は、その命令書の写しを保管する。

なお、処分書又は命令書は、配達証明郵便により送付することが適当と考えられる。

(エ) 都道府県知事等が必要な処分をし、又は措置を命ずる場合について、法第63条第1項第19号に該当する場合は1の(5)のウの(ア)の教示文を記載し、それ以外に該当する場合は1の(5)のウの(イ)の教示文を記載する。

(オ) 都道府県知事等は、違反転用事案処理簿を作成し、これを保管する。この処理簿は、事案ごとに、アの(ア)及び(ウ)並びにイの(ア)及び(ウ)に関する書類を合綴し、整理番号を付したものとする。

ウ その他

(ア) 都道府県知事等は、違反転用者等に対してイの(ウ)による処分又は命令をしようとする場合であって、農地転用許可と開発許可との調整の内容を変更することとなるものであるときは、あらかじめ当該処分又は命令の内容並びに当該処分又は命令をする理由及び時期を開発許可権者に連絡することが適当と考えられる。

(イ) 都道府県知事等は、違反転用者等に対してイの(ウ)による処分又は命令の履行を完了したときは、遅滞なくその旨を書面により関係農業委員会を經由して届け出るよう指導することが適当と考えられる。

(ウ) 都道府県知事等は、違反転用者等がイの(ウ)による処分又は命令の履行を遅滞していると認められるときは、当該違反転用者等に対してその理由及び処分又は命令の履行状況の報告を関係農業委員会を經由して提出させることが適当と

考えられる。

(2) 違反転用に対する行政代執行

ア 法第51条第3項の規定による公告

都道府県知事等は、法第51条第3項第2号に該当するときに同項の規定により行政代執行を行う場合には、同項の規定による公告を行う。

なお、都道府県知事等は、同号の政令で定める方法により、違反転用者等であって確知することができないもの（以下「不確知違反転用者等」という。）に関する情報の探索を行ってもなお違反転用者等を特定できない場合には、当該公告を行う。具体的には、当該違反転用者等の氏名又は名称及び住所又は居所その他の不確知違反転用者等を確知するために必要な情報（以下「不確知違反転用者等関連情報」という。）を取得するため、次の措置をとる必要がある。

(ア) 農地法施行令（昭和27年政令第445号。以下「令」という。）第20条において準用する令第18条第1号により登記所の登記官に対し、違反転用に該当する農地等の登記事項証明書の交付を請求し、所有権の登記名義人又は表題部所有者の氏名及び住所を確認する。

(イ) 令第20条において準用する令第18条第2号により当該農地等を現に占有する者又は農地台帳に記録された事項に基づき不確知違反転用者等関連情報を保有すると思料される者に対し、不確知違反転用者等関連情報の提供を求める。

(ウ) 令第20条において準用する令第18条第3号により(ア)で確認した所有権の登記名義人又は表題部所有者その他(ア)又は(イ)により判明した当該農地等の違反転用者等と思料される者（以下「登記名義人等」という。）が記録されている住民基本台帳を備えると思料される市町村の長に対し、不確知違反転用者等関連情報の提供を求める。

(エ) 登記名義人等の死亡が判明した場合には、令第20条において準用する令第18条第4号により、当該登記名義人等が記録されている戸籍簿又は除籍簿を備えると思料される市町村の長に対し、当該登記名義人等が記載されている戸籍謄本又は除籍謄本の交付を請求し、当該登記名義人等の相続人を確認する。

次に、確認した相続人が記録されている戸籍簿又は除籍簿を備えると思料される市町村の長に対し、当該相続人の戸籍の附票の写し又は消除された戸籍の附票の写しの交付を請求する。

(オ) 登記名義人等が法人である場合には、当該法人の登記簿を備えると思料される登記所の登記官に対し、当該法人の登記事項証明書の交付を請求することにより、法人の名称及び住所を確認する。また、法人が合併により解散した場合には、合併後存続し、又は合併により設立された法人が記録されている法人の登記簿を備えると思料される登記所の登記官に対し、当該法人の登記事項証明書を請求することにより、合併後の法人の住所を確認する。合併以外の理由により解散した場合には、当該法人の登記事項証明書に記載されている清算人を確認し、書面の送付などの措置によって、不確知違反転用者等関連情報の提供を求める。

(カ) 令第20条において準用する令第18条第5号により(ア)から(オ)までの措置によ

り判明した違反転用者等と思料される者（(ウ)の場合にあっては、法人又は法人の役員）に対して、書留郵便その他配達を試みたことを証明することができる方法による書面の送付を行い、違反転用者等を特定する。なお、送付する住所が当該農地等の所在する市町村内の場合には、訪問により代えることができる。

イ 事前準備

都道府県知事等は、法第51条第3項の規定により行政代執行を行う場合には、あらかじめ次に掲げる準備をすることが適当と考えられる。

(ア) 行政代執行に際し、違反転用者等による妨害等が予想される場合等には、必要に応じ、警察の協力を得るための手続を執ること。

(イ) 行政代執行の内容、方法、工程、要する経費等を記載した代執行計画を作成すること。

(ウ) 行政代執行に係る工事を業者に発注する場合には、時間的に余裕を持って会計担当部局と調整すること。

(エ) 開発許可がなされた土地において行政代執行を行う場合には、その内容及び実施時期等を開発許可権者に連絡すること。

ウ 行政代執行の実施

都道府県知事等は、行政代執行の実施に当たっては、後日違反転用者等から説明を求められる場合等に備えて、代執行前、代執行作業中、代執行後の写真を撮影するなど、代執行の実施状況、経過等が分かる記録を必ず残すことが適当と考えられる。

また、都道府県知事等は、行政代執行の実施に当たっては、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第4条の規定の例により、当該処分のために現場に派遣される執行責任者に対し、本人であることを示す証明書を携帯させ、要求があるときは、いつでもこれを提示させることが適当と考えられる。

エ 行政代執行に要する費用の徴収

都道府県知事等が行政代執行を行ったことにより違反転用者等に負担させる費用の徴収については、行政代執行法第5条及び第6条の規定を準用することとされていることから、実際に要した費用の額及びこれを納付すべき期日を定め、違反転用者等に対し、文書をもってその納付を命ずることが適当と考えられる。なお、当該文書には、1の(5)のウの教示文を記載することが適当と考えられる。

(3) 農地転用許可後の転用事業の促進措置

ア 農地転用許可後の転用事業の進捗状況の把握

(ア) 農地転用許可権者は、農地転用許可を受けた転用事業者がその許可に付された条件に基づく転用事業の進捗状況の報告を遅滞したときはその進捗状況の報告を、事業計画どおり転用事業に着手していないと認められるときはその理由の報告を、それぞれ文書により督促する。

なお、督促後も転用事業の進捗状況を記載した書面等を提出しない転用事業者については、その者から事情を聴取し、必要に応じて現地調査を行うこと等により、転用事業の進捗状況の把握に努めることが適当と考えられる。

(イ) 農地転用許可権者は、許可処分を行った事案について、その概要を整理し、

当該転用事業が完了するまでの間保存し、当該転用事業の進捗状況、事業進捗状況報告書の提出状況等の把握及び提出の督促、事業計画に従った事業実施の指導・勧告等を行うに際してこれを活用する。

なお、これらについては、様式例第4号の15の進捗状況管理表により、当該転用事業の進捗状況等について管理することが望ましい。

イ 事業実施の指導・勧告

(ア) 農地転用許可権者は、次に掲げる場合には、速やかに事業計画どおり事業を行うべき旨を文書により指導し、その指導に従わない場合には、事業計画どおり事業を行うべき旨及び行わない場合には許可処分を取り消すことがある旨を勧告する。

a 事業計画に定められた転用事業の着手時期（期別の事業計画によるものにあつては、期別の転用事業の着手時期）から3か月以上経過してもなお転用事業に着手していない場合

b 事業計画に定められた事業期間の中間時点（期別の事業計画によるものにあつては、期別の事業期間の中間時点）において、転用事業に着手されているものの、その進捗度合が事業計画に定める中間時点における達成度合に比べておおむね3割以上遅れていると認められる場合

c 事業計画に定められた完了時期（期別の事業計画によるものにあつては、期別の転用事業の完了時期）から3か月以上経過してもなお転用事業が完了していない場合

(イ) なお、農地転用許可権者は、許可申請書に記載された事業計画の変更を行えば、当初の転用目的を実現する見込みがあると認められるものについては、転用事業者に対し、(ア)による勧告に代えてオによる事業計画の変更の執らせよう指導することが適当と考えられる。

ウ 事業実施の勧告後の措置

(ア) イの(ア)による勧告を受けた者が、当該勧告の内容に従って事業計画の過半について工事を完了しない限り、新たに別の農地転用の許可申請があつても、当該許可申請に係る事業実施の確実性は極めて乏しいと認められることから、農地転用許可は行わないことが望ましい。ただし、農地転用許可後において他法令による許可、認可等を要することとなった場合、埋蔵文化財が発見されその発掘を要することとなった場合、非常災害による場合等勧告を受けた者の責に帰することができないやむを得ない事情により事業計画に従った工事が遅延していると認められる場合には、この限りでない。

また、イの(ア)による勧告を受けた者から新たに農地転用の許可申請があつた場合には、当該許可申請を受けた農地転用許可権者は、当該勧告を行った農地転用許可権者に対し、勧告後の転用事業の進捗状況等を確認した上で、当該許可の可否を判断することが適当と考えられる。

(イ) イの(ア)による勧告を行った後も転用事業者が事業計画どおりに転用事業を行っていない場合において、当該転用事業を完了させる見込みがないと認められるときは、農地転用許可権者は、法第51条第1項の規定による許可の取消し等

の処分を行うか否かについて検討する。

なお、法第51条第1項の規定による許可の取消し等の処分を行うことが困難又は不相当と認められる場合には、転用事業者に対し、当該処分に代えてエによる事業計画の変更の手續を執らせるよう指導することが適当と考えられる。

エ 許可目的の達成が困難な場合における事業計画の変更

農地転用許可権者は、ア及びイによる転用事業の促進措置を講じてもなお許可目的を達成することが困難と認められる事案につき、法第51条第1項の規定による許可の取消し等の処分が困難又は不相当と認められる場合において、転用事業者が許可目的の変更を希望するとき又は当該転用事業者に代わって当該許可に係る土地について転用を希望する者（以下「承継者」という。）があるときは、次により処理することが望ましい。

(7) 事業計画の変更の承認

農地転用許可権者は、転用事業者に（承継者がある場合にあっては、転用事業者及び承継者の連署をもって）事業計画の変更の申請を行わせ、当該申請が次の全てに該当するときは、これを承認することができる。

- a 農地転用許可の取消処分を行っても、その土地が旧所有者（転用事業者が所有権以外の権原に基づき転用事業に供するものである場合にあっては、所有者。以下同じ。）によって農地等として効率的に利用されるとは認められないこと。
- b 許可目的の達成が困難になったことが転用事業者の故意又は重大な過失によるものでないと認められること。
- c 変更後の転用事業が変更前の転用事業に比べて、それと同程度又はそれ以上の緊急性及び必要性があると認められること。
- d 変更後の転用事業がその事業計画に従って実施されることが確実であると認められること。
- e 変更後の転用事業により周辺の地域における農業等に及ぼす影響が、変更前の転用事業による影響に比べてそれと同程度又はそれ以下であると認められること。
- f a から e までに掲げるもののほか、変更後の転用事業が農地転用許可基準により許可相当であると認められるものであること。

(イ) 事業計画の変更の申請の手續

- a 事業計画変更申請書（以下「申請書」という。）については、法第4条第2項又は第5条第3項の規定の例により処理する。
- b 申請書には、次に掲げる事項を記載させる。
 - (a) 申請者の氏名、住所及び職業（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地、業務の内容及び代表者の氏名）
 - (b) 土地の所在、地番、地目及び面積
 - (c) 変更前の事業計画に従った転用事業の実施状況
 - (d) 転用事業者が変更前の事業計画どおりに転用事業を遂行することができない理由

- (e) 変更後の転用事業が変更前の転用事業に比し、同等又はそれ以上の緊急性及び必要性があることの説明
 - (f) 変更後の事業計画の詳細
 - (g) 変更後の転用事業に係る資金計画及びその調達計画
 - (h) 変更後の転用事業によって生ずる付近の土地、作物、家畜等の被害防除施設の概要
 - (i) その他参考となるべき事項
- c 申請書には、次に掲げる書類を添付させる。なお、転用事業者が転用目的の変更申請をする場合には、(a)から(d)までに掲げる書類の添付を要しない。
- (a) 法人にあっては、定款又は寄附行為及び法人の登記事項証明書
 - (b) 申請に係る土地の登記事項証明書（全部事項証明書又は現在事項証明書に限る。）
 - (c) 申請に係る土地の地番を表示する図面
 - (d) 位置及び付近の状況を表示する図面（縮尺は、10,000分の1ないし50,000分の1程度）
 - (e) 変更後に建設しようとする建物又は施設の面積、配置及び施設物間の距離を表示する図面（縮尺は、500分の1ないし2,000分の1程度。当該事業に関連する設計書等の既存の書類の写しを活用させることも可能である。）
 - (f) 当該事業を実施するために必要な資力があることを証する書面（金融機関等が発行した融資を行うことを証する書面や預貯金通帳の写し（農地転用許可を申請する者のものに限る。）を活用させることも可能である。）
 - (g) 変更後の転用事業に関連して他法令の定めるところにより許可、認可、関係機関の議決等を要する場合において、これを了しているときは、その旨を証する書面
 - (h) 変更前の事業計画について関係者の同意若しくは意見（例えば、取水、排水等についての水利権者、漁業権者、土地改良区等の同意又は意見）を得ている場合又は変更後の事業計画について関係者の同意若しくは意見を新たに求める必要がある場合には、当該事業計画の変更についてのこれらの者の同意書又は意見書の写し
 - (i) 変更前の事業計画について地方公共団体が財政補助等の形で関与している場合には、事業計画の変更及びこれに伴う影響についての当該地方公共団体の長の意見書
 - (j) 転用事業者が変更前の事業計画について旧所有者に対して雇用予約、施設の利用予約等の債務を有している場合には、当該債務の処理についての関係者の取決め書の写し及び旧所有者の事業計画変更についての同意書
 - (k) 事業計画の変更についての関係地元民の意向及びこれに対する申請者の見解
- d 農地転用許可権者の処理
- 農地転用許可権者は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じ、現地調査等を行った上で、承認又は不承認を決定する。承認又は不

承認を決定したときは、その旨を申請者に通知するとともに、関係農業委員会に対し、その旨を連絡することが適当と考えられる。

(ウ) 転用許可申請

農地転用許可権者は、(ア)により事業計画の変更の承認を受けた申請者に対し、当該承認に係る土地の権利の設定又は移転について法第5条第1項の許可を要するときは、改めて同項の許可申請手続を行うよう指導することが適当と考えられる。

オ 転用目的の達成が可能な場合における事業計画の変更

農地転用許可権者は、イの(イ)により事業計画の変更を指導した事案及び転用事業者が許可申請書に記載された事業計画等の変更を行えば転用目的を実現することができるものとして農地転用許可に係る事業計画の変更を希望している事案については、次により処理することが適当と考えられる。

(ア) 事業計画の変更の承認

農地転用許可権者は、転用事業者に事業計画の変更の申請を行わせ、エの(ア)のdからfまでに掲げる事項の全てに該当するときは、これを承認することができる。

(イ) 事業計画の変更の申請の手続

a 申請書については、エの(イ)のaと同様の取扱いとする。

b 申請書に記載する事項

申請書には、農地転用許可に係る許可申請書の変更部分を明らかにさせた上で、エの(イ)のbの(a)、(c)、(d)、(f)、(g)、(h)及び(i)に掲げる事項を記載させる。

c 申請書に添付する書類

申請書には、エの(イ)のcの(e)から(j)までに掲げる書類を添付させる。

d 農地転用許可権者の処理

農地転用許可権者は、エの(イ)のdと同様の処理を行う。

カ 農地転用許可を要しない転用事業の変更又は中断

特定地方公共団体（地方公共団体のうち、都道府県及び指定市町村を除いたものをいう。以下このカにおいて同じ。）は、農業振興地域整備計画その他の土地利用に関する計画との調和を図りつつ、農地転用許可基準に即した適切かつ合理的な土地利用が確保されることを前提として、則第29条第6号又は第53条第5号に規定する施設の敷地に供するため農地等を転用するときは、農地転用許可を要しないこととされている。このため、特定地方公共団体が農地転用許可を要しない転用事業を行う場合であっても、あらかじめ農地転用許可権者に相談を行うことが望ましい。

また、特定地方公共団体が、農地転用許可を要しない転用事業に係る土地について、当初の転用目的を変更し、若しくは転用事業を行おうとする第三者に所有権を移転し、若しくは使用収益権を設定し、若しくは移転する場合（以下「転用目的の変更等を行う場合」という。）又は転用事業を中止する場合には、次により処理することが望ましい。

(ア) 転用目的の変更等を行う場合

a 特定地方公共団体は、転用目的の変更等を行う場合には、転用事業者の氏名（法人にあっては、名称）のほか、エの(イ)のbの(b)から(i)までに掲げる事項を記載した書面に、位置及び付近の状況を表示する図面、転用目的の変更前及び変更後の建物又は施設の面積、配置及び施設物間の距離を表示する図面等を添付して、農地転用許可権者に報告すること。

b 農地転用許可権者は、aの報告を受けた場合であって、当該報告の内容が次の全てに該当し、かつ、変更後の転用事業が農地転用許可を要する場合に該当するときは、1の(1)又は(2)により許可申請を行わせること（申請に必要な書類であってaの報告時に添付したものに変更がない場合には、当該書類をもって代えることができる。）。なお、変更後に農地転用許可できない場合には、(イ)のbにより処理すること。

(a) 当該土地が旧所有者によって農地等として効率的に利用されるとは認められないこと。

(b) 当初の転用目的の達成が困難になったことが当該特定地方公共団体の故意又は重大な過失によるものではないと認められること。

(c) 変更後の転用事業が変更前の転用事業に比べて、それと同程度又はそれ以上の緊急性及び必要性があると認められること。

(d) 変更後の転用事業がその転用目的に従って実施されることが確実であると認められること。

(e) 変更後の転用事業により周辺の地域における農業等に及ぼす影響が、変更前の転用事業による影響に比べてそれと同程度又はそれ以下であると認められること。

(f) (a)から(e)までに掲げるもののほか、変更後の転用事業が農地転用許可基準により許可相当であると認められるものであること。

(イ) 転用事業を中止する場合

a 特定地方公共団体は、転用事業を中止する場合には、農地転用許可権者にその旨を書面により報告すること。

b 農地転用許可権者は、aの報告を受けた場合には、将来の当該土地の利用見込み等を当該特定地方公共団体と協議し、必要な措置を講ずること。

7 是正の要求等

(1) 農地転用許可事務実態調査

本調査は、都道府県知事等が行う農地転用許可事務の適正な処理を確保するため、国が、毎年、実施するものであり、本調査の結果、必要と認められる場合には、(2)による是正の要求等を行うものである。また、本調査は、次に掲げるところにより実施することを基本とするが、その詳細は、アの(イ)のaの重点課題等を踏まえて別途定めるものとする。

なお、本調査のために行う都道府県知事等に対する資料の提出の要求は、地方自治法第245条の4の規定による。

ア 実態調査の実施

(ア) 調査対象

本調査は、都道府県知事等が行う農地転用許可事務を対象とする。

(イ) 調査方法

調査の方法は、次に掲げるとおりとする。

- a 毎年、重点課題を定めた上で実施する。
- b 都道府県知事等が行う農地転用許可事務に係る処分のうち1都道府県当たり平均50件を抽出して調査する。
- c 農村振興局及び地方農政局（沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局。以下7において同じ。）の農地転用担当者がbにより抽出された処分に係る関係書類等を閲覧して行う。なお、必要に応じ、関係書類等の提供を求める。

(ウ) 調査事項

調査事項は、次に掲げるとおりとする。

- a 農地転用許可基準に適合しているか
- b 所要の添付書類が整っているか
- c 農地転用許可後の転用事業の進捗状況及びその完了が報告されているか
- d その他

イ 調査結果の取りまとめ

地方農政局長（沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長。以下7において同じ。）は、本調査の結果を基に農村振興局長と調整した上で、次に該当する事案を取りまとめる。

(ア) 本来ならば農地転用許可をすることができない事案であるにもかかわらず当該許可をしている等、農地等の確保に支障を生じさせていることが疑われる事案

(イ) (ア)について、都道府県又は指定市町村に見解を求め、その見解を踏まえた上で、なお疑義が解消されない事案（以下「不適切事案」という。）

ウ 調査結果の報告

地方農政局長は、イにより取りまとめた結果を農村振興局長に報告する。

エ 調査結果の公表

農村振興局長は、北海道において自ら行った本調査の結果及びウにより報告を受けた調査結果を取りまとめ、公表する。

なお、地方農政局長は、本調査の実施に当たり、調査結果について公表される旨都道府県又は指定市町村に通知する。

(2) 是正の要求等

ア 是正のための助言又は勧告

(ア) 地方農政局長等は、(1)の調査の結果、都道府県知事等が行う農地転用許可事務に不適切事案がみられた場合には、その解消に向け都道府県知事等が将来講ずべき措置の内容を検討する。

(イ) 地方農政局長等は、不適切事案がみられた都道府県又は指定市町村に対し、(ア)により検討した都道府県知事等が講ずべき措置の内容を示して地方自治法第245条の4第1項の規定により、是正のための助言又は勧告を行うことができる。

この場合、期限を定めて対応方針についての回答を求めることとする。

(ウ) 地方農政局長等は、(イ)のほか、不適切事案がみられる指定市町村に対し、(ア)により検討した当該指定市町村が講ずべき措置の内容を示して地方自治法第245条の4第2項の規定により、是正のための助言又は勧告を行うよう、都道府県知事に指示することができる。

この場合、期限を定めて対応方針についての回答を求めることとする。

イ 是正の要求

地方農政局長等は、アの(イ)による是正のための助言又は勧告を受けた都道府県から期限までに対応方針についての回答がない場合、対応方針の回答が十分でない場合又は回答のあった対応方針どおりの対応がされていない場合には、地方自治法第245条の5第1項の規定により、当該都道府県に対して是正の要求を行うことができる。

ウ 是正の要求の指示

地方農政局長等は、アの(ウ)による是正のための助言又は勧告に関する指示を受けた都道府県経由で当該助言又は勧告を受けた指定市町村から期限までに対応方針についての回答がない場合、対応方針についての回答が十分でない場合又は回答のあった対応方針どおりの対応がされていない場合には、地方自治法第245条の5第2項の規定により、当該指定市町村に対して是正の要求を行うよう、都道府県知事に指示することができる。

エ その他の留意事項

地方農政局長は、アからウまでにより是正のための助言若しくは勧告若しくは必要な指示又は是正の要求若しくは是正の要求の指示を行った場合には、農村振興局長に報告する。また、これらに対する都道府県又は指定市町村からの対応方針が提出された場合にも、農村振興局長に報告する。

オ 情報の共有

農村振興局長は、自らが是正の要求等を行ったもの及びエによる報告を受けたもののうち、他の都道府県又は市町村において同様の事態が生ずることのないようにする観点から特に必要があると認められるものに係る情報を取りまとめ、公表する。

別表 1

	農業委員会による意見書の送付	都道府県知事等による許可等の処分又は協議書の送付	地方農政局長等による協議に対する回答の通知
都道府県知事等の許可に関する事案（農業委員会が都道府県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴かない事案）	申請書の受理後 3週間 (第4の1の(4)のア)	申請書及び意見書の受理後2週間 (第4の1の(5)のア)	
都道府県知事等の許可に関する事案（農業委員会が都道府県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴く事案）	申請書の受理後 4週間 (第4の1の(4)のア)	申請書及び意見書の受理後2週間 (第4の1の(5)のア)	
うち農地法附則第2項の農林水産大臣への協議を要する事案	申請書の受理後 4週間 (第4の1の(4)のア)	(協議書の送付) 申請書及び意見書の受理後1週間 (第4の3の(1)のア)	協議書受理後1週間 (第4の3の(2))
		(許可等の処分) 申請書及び意見書の受理後2週間 (第4の3の(1)のイ)	

農地法第4条第1項の規定による許可申請書

年 月 日

都道府県知事
市町村長

殿

申請者 氏名

印

下記のとおり農地を転用したいので、農地法第4条第1項の規定により許可を申請します。

記

1 申請者の住所等	住 所						職 業				
	都道府県		郡 市		町 村		番地				
2 許可を受けようとする土地の所在等	土地の所在	地 番	地目		面積	利用状況	10 a 当たり 普通収穫高	耕作者の 氏 名	市街化区域・市街化調整 区域・その他の区域の別		
	郡 町 市 村		登記簿	現況						m ²	
計		m ² (田		m ² 、畑		m ²)					
3 転用計画	(1) 転用事由の詳細		事由の詳細								
	(2) 事業の操業期間 又は施設の利用 期間		年 月 日から 年間								
	(3) 転用の時期及び 転用の目的に係 る事業又は施設 の概要		工事計画	第1期(着工年月日から年月日まで)				第2期	合 計		
			名 称	棟 数	建築面積	所要面積		棟 数	建築面積	所要面積	
			土地造成			m ²				m ²	
建 築 物					m ²				m ²		
小 計											
		工 作 物									
		小 計									
		計									
4 資金調達についての 計画											
5 転用することによっ て生ずる付近の土地 ・作物・家畜等の被 害防除施設の概要											
6 その他参考となるべ き事項											

(記載要領)

- 1 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 2 申請者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、「職業」欄にその業務の内容を、それぞれ記載してください。
- 3 「利用状況」欄には、田にあっては二毛作又は一毛作の別、畑にあっては普通畑、果樹園、桑園、茶園、牧草畑又はその他の別を記載してください。
- 4 「市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別」欄には、申請に係る土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はこれら以外の区域のいずれに含まれているかを記載してください。
- 5 「転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画を6か月単位で区分して記載してください。
- 6 申請に係る土地が市街化調整区域内にある場合には、転用行為が都市計画法第29条の開発許可及び同法第43条第1項の建築許可を要しないものであるときはその旨並びに同法第29条及び同法第43条第1項の該当する号を、転用行為が当該開発許可を要するものであるときはその旨及び同法第34条の該当する号を、転用行為が当該建築許可を要するものであるときは、その旨及び建築物が同法第34条第1号から第10号まで又は都市計画法施行令第36条第1項第3号ロからホまでのいずれの建築物に該当するかを、転用行為が開発行為及び建築行為のいずれも伴わないものであるときは、その旨及びその理由を、それぞれ「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。

様式例第4号の2

農地法第5条第1項の規定による許可申請書

年 月 日

都道府県知事
市町村長

殿

譲受人 氏名
譲渡人 氏名

印
印

下記のとおり転用のため農地（採草放牧地）の権利を設定（移転）したいので、農地法第5条第1項の規定により許可を申請します。

記

1 当事者の住所等	当事者の別	氏名	住 所				職 業				
	譲受人		都道	郡	町	番地					
			府県	市	村						
	譲渡人		都道	郡	町	番地					
			府県	市	村						
2 許可を受けようとする土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積	利用状況	10a当たり 普通収穫高	所有権以外の 権利の種類	使用収益権 が設定されている場合 権利者の氏 名又は名称	市街化区域・ 市街化調整区 域・その他の 区域の別	
			登記簿	現況							
	郡	町			m ²						
	市	村									
	計		m ² (田	m ² 、畑	m ² 、採草放牧地	m ²)					
3 転用計画	(1) 転用の目的		(2) 権利を設定し又は移転しようとする理由の詳細								
	(3) 事業の操業期間 又は施設の利用 期間		年 月 日から 年間								
	(4) 転用の時期及び 転用の目的に係 る事業又は施設 の概要	工事計画	第1期(着工年月日から年月日まで)			第2期			合 計		
			名称	棟数	建築面積	所要面積			棟数	建築面積	所要面積
		土地造成				m ²					m ²
建築物				m ²					m ²		
	小計										
	工作物										
	小計										
	計										
4 権利を設定し又は移 転しようとする契約 の内容	権利の種類	権利の設定・移転の別		権利の設定・移転の時期			権利の存続期間		その他		
		設定	移転								
5 資金調達についての 計画											
6 転用することによっ て生ずる付近の土地 ・作物・家畜等の被 害防除施設の概要											
7 その他参考となるべ き事項											

(記載要領)

- 1 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 2 当事者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、「職業」欄にその業務の内容を、それぞれ記載してください。
- 3 譲渡人が2人以上である場合には、申請書の差出人は「譲受人何某」及び「譲渡人何某外何名」とし、申請書の1及び2の欄には「別紙記載のとおり」と記載して申請することができるものとします。この場合の別紙の様式は、次の別紙1及び別紙2のとおりとします。
- 4 「利用状況」欄には、田にあっては二毛作又は一毛作の別、畑にあっては普通畑、果樹園、桑園、茶園、牧草畑又はその他の別、採草放牧地にあっては主な草名又は家畜の種類を記載してください。
- 5 「10 a 当たり普通収穫高」欄には、採草放牧地にあっては採草量又は家畜の頭数を記載してください。
- 6 「市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別」欄には、申請に係る土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はこれら以外の区域のいずれに含まれているかを記載してください。
- 7 「転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画を6か月単位で区分して記載してください。
- 8 申請に係る土地が市街化調整区域内にある場合には、転用行為が都市計画法第29条の開発許可及び同法第43条第1項の建築許可を要しないものであるときはその旨並びに同法第29条及び第43条第1項の該当する号を、転用行為が当該開発許可を要するものであるときはその旨及び同法第34条の該当する号を、転用行為が当該建築許可を要するものであるときはその旨及び建築物が同法第34条第1号から第10号まで又は都市計画法施行令第36条第1項第3号ロからホまでのいずれの建築物に該当するかを、転用行為が開発行為及び建築行為のいずれも伴わないものであるときは、その旨及びその理由を、それぞれ「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。

(別紙1) 申請書の1の欄 当事者の住所等

当事者の別	氏 名	捺印	住 所	職 業
譲 受 人				
譲 渡 人				

(別紙2) 申請書の2の欄 許可を受けようとする土地の所在等

譲渡人の氏名	所 在	地 番	地 目		面 積 ㎡	10a当たり 普通収穫高	利用状況	耕作者の氏名
			登記簿	現 況				
計 筆	㎡ (田		㎡、畑		㎡、採草放牧地			㎡)

(記載要領) 本表は、(別紙1)の譲渡人の順に名寄せして記載してください。

様式例第4号の3

農地法第4条第1項（第5条第1項）の規定による許可申請書に係る意見書

年 月 日

〇〇農業委員会

申請に係る事項	申請者の住所等	譲受人 住所	氏名		外名				
	申請に係る土地	所在地番	市 町 村		外 筆				
		地目別面積	田	畑	採草放牧地	その他	㎡		
		10a当たり平均取穂高	田	畑	採草放牧地	その他	㎡		
事業計画	申請に係る土地の所在する区域	市街化区域		市街化調整区域		その他の区域			
	用途（住宅用地・工場用地等具体的に記載すること）								
	工事計画	着工年月日		完了年月日					
農地転用に関する許可基準から見た意見	農地の区分	条 項					農地	採草放牧地	その他
	許可基準に定める農地の区分の該当事項	法第4条					所有権に基づく転用	㎡	㎡
	該当事項とした判断理由（申請に係る農地の営農条件及び周辺の市街地化の状況を記載すること）	法第5条					所有権移転	㎡	㎡
	転用候補地内の農地の区分別面積及びその全体に占める割合	甲種農地	第1種農地	その他	計	面積	㎡	㎡	㎡
	面積					割合			
	割合								
	検討事項	意見		意見決定の理由					
	1 農地の区分と転用目的 申請土地が甲種農地、第1種農地又は第2種農地である場合において、その農地を申請することがやむを得ないと認められるときは、その理由	適 当	不 適 当						
	2 資力及び信用	適 当	不 適 当						
	3 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無	あ り	な し						
	4 申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性	確 実	不 確 実						
	5 行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込み	確 実	不 確 実						
6 農地以外の土地の利用見込み	確 実	不 確 実							
7 計画面積の妥当性	適 当	不 適 当							
8 宅地の造成のみを目的とする場合には、その妥当性	適 当	不 適 当							
9 周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	な し	あ り							
10 農地の利用の集積への支障の有無	な し	あ り							
11 一時転用である場合には、その妥当性	適 当	不 適 当							
12 法令(条例を含む。)により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況	終 了	未 了							
特定土地改良事業等関係	事業の種類	事業施行者	施行面積	申請地に関する面積	施行時期	申請地に関する土地改良財産			
申請に係る土地と都市計画との関係	都市計画区域決定の有無	計画区域内	計画区域外	(告示 年 月 日)					
	都市計画法第8条の地域地区の決定	地域地区の種類	決定なし						
申請に係る土地と農業振興地域整備計画との関係	農業振興地域決定の有無	振興地域内	振興地域外	(告示 年 月 日)					
	農用地区域決定の有無	農用地区域内	農用地区域外	(決定 年 月 日)					
総合意見									
許可が相当と認められる場合に付すべき条件									

都道府県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取の有無	有 ・ 無
意見の概要	

(記載要領)

- 1 「申請土地の所在する区域」、「意見」「手続の状況」及び「知事の処分」の欄には、該当するものに○印を付する。
- 2 「農地の区分」欄には、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知。以下「運用通知」という。）第2の1に規定する甲種農地、第1種農地、第2種農地又は第3種農地の別を記載する。
- 3 「農地の区分」欄の「許可基準に定める農地の区分の該当事項」欄には、運用通知の区分に従い、例えば、第1種農地にあつては「運用通知第2の1の(1)のイの(ア)のa」のように、第2種農地にあつては「運用通知第2の1の(1)のオの(ア)のaの(a)」のように記載する。
- 4 「検討事項」欄の「5 行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込み」の意見は、当該市町村がその他法令等の許認可権限を有しているものを除き記載する必要はない。
- 5 検討事項の「11 法令(条例を含む。)により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況」の意見は、申請に係る事業の施行に関して市町村が法令(条例を含む。)により定められた協議先となっている場合には、当該協議を了したかどうかを含め意見を記載する。
- 6 「都道府県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取の有無」欄の「有・無」欄には、当該事案に関して都道府県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取の有無について、該当するものに○印を付する。また、「意見の概要」欄には、都道府県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取を行った場合の都道府県農業委員会ネットワーク機構の意見の概要を記載する。

様式例第4号の4

農地法第4条第8項の規定による協議書

年 月 日

都道府県知事
市町村長

殿

協議者名

印

下記のとおり農地を転用したいので、農地法第4条第8項の規定により協議します。

記

1 協議者の住所	都道府県		郡市		町村		番地			
2 協議をしようとする土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積	利用状況	10a当たり 普通収穫高	耕作者の 氏名	市街化区域・市街化調整 区域・その他の区域の別	
	郡市	町村	登記簿	現況						m ²
	計		m ² (田		m ² 、畑		m ²)			
3 転用計画	(1) 転用事由の詳細		用途		事由の詳細					
	(2) 施設の利用期間		年 月 日から 年間							
	(3) 転用の時期及び 転用の目的に係 る事業又は施設 の概要	工事計画		第1期(着工年月日から年月日まで)			第2期		合計	
		名称	棟数	建築面積	所要面積		棟数	建築面積	所要面積	
土地造成				m ²				m ²		
建築物				m ²				m ²		
小計										
	工作物									
	小計									
	計									
4 予算措置等の状況										
5 転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要										
6 その他参考となるべき事項										

(記載要領)

- 「利用状況」欄には、田にあつては二毛作又は一毛作の別、畑にあつては普通畑、果樹園、桑園、茶園、牧草畑又はその他の別を記載する。
- 「市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別」欄には、申請に係る土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はこれら以外の区域のいずれに含まれているかを記載する。
- 「転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画を6か月単位で区分して記載する。

農地法第5条第4項の規定による協議書

年 月 日

都道府県知事
市町村長

殿

協議者名

印

下記のとおり転用のため農地（採草放牧地）の権利を設定（移転）したいので、農地法第5条第4項の規定により協議します。

記

1 当事者の住所等	当事者の別	氏名	住所				職業				
	譲受人		都道府県	市	町村	番地					
	譲渡人		都道府県	市	町村	番地					
2 協議をしようとする土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積	利用状況	10a 当たり 普通収穫高	所有権以外の 権利の種類	使用収益権 が設定されている 権利者の氏 名又は名称	市街化区域・ 市街化調整区 域・その他 区域の別	
			登記簿	現況							
	郡市	町村			m ²						
			計		m ² (田	m ² 、畑	m ² 、採草放牧地	m ²)			
3 転用計画	(1) 転用の目的		(2) 権利を設定し又は移転しようとする理由の詳細								
	(3) 施設の利用期間		年 月 日から 年間								
	(4) 転用の時期及び 転用の目的に係 る事業又は施設 の概要	工事計画	第1期(着工年月日から年月日まで)			第2期			合計		
			名称	棟数	建築面積	所要面積		棟数	建築面積	所要面積	
土地造成					m ²				m ²		
建築物					m ²				m ²		
小計											
	工作物										
	小計										
	計										
4 権利を設定し又は移 転しようとする契約 の内容	権利の種類	権利の設定・移転の別		権利の設定・移転の時期			権利の存続期間		その他		
		設定 移転									
5 予算措置等の状況											
6 転用することによっ て生ずる付近の土地 ・作物・家畜等の被 害防除施設の概要											
7 その他参考となるべ き事項											

(記載要領)

- 1 譲渡人が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、「職業」欄にその業務の内容を、それぞれ記載する。
- 2 譲渡人が2人以上である場合には、協議書の1及び2の欄には「別紙記載のとおり」と記載して申請することができるものとする。この場合の別紙の様式は、次の別紙1及び別紙2のとおりとする。
- 3 「利用状況」欄には、田にあつては二毛作又は一毛作の別、畑にあつては普通畑、果樹園、桑園、茶園、牧草畑又はその他の別、採草放牧地にあつては主な草名又は家畜の種類を記載する。
- 4 「10a 当たり普通収穫高」欄には、採草放牧地にあつては採草量又は家畜の頭数を記載する。
- 5 「市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別」欄には、申請に係る土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はこれら以外の区域のいずれに含まれているかを記載する。
- 6 「転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画を6か月単位で区分して記載する。

(別紙1) 協議書の1の欄 当事者の住所等

当事者の別	氏名	捺印	住所	職業
譲受人				
譲渡人				

(別紙2) 協議書の2の欄 協議をしようとする土地の所在等

譲渡人の氏名	所在	地番	地目		面積 ㎡	10a 当たり 普通収穫高	利用状況	耕作者の氏名
			登記簿	現況				
計 筆		㎡ (田		㎡、畑		㎡、採草放牧地		㎡)

(記載要領) 本表は、(別紙1)の譲渡人の順に名寄せして記載する。

提出先：

法定協議事前調整申出書							
			申出年月日	年	月	日	
			申出者名	印			
1 事業計画者	住所		担当者及び電話番号				
2 当該計画に係る事業目的			申出に係る権利	(所有権の移転・・・)			
3 候補地の概要	所 在	都府 市町 大字					
		道県 郡村					
	位 置	(最寄駅等主要目標からの方向・距離及び市街化区域、市街化調整区域又はその他の区域の別)					
	地目別面積 (概要でも可)及び生産状況	田	畑	小 計	採草放牧地	そ の 他	合 計
		㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡
	(生産状況)	(樹園地であるときは、樹種及び生産状況)	/	(生産状況)	/	/	
候補地内に含まれる道路、水路等公共施設の種類の数量(概要)							
4 事業計画	建設計画	期 別	第 1 期	第 2 期	～	～	合 計
		期 間	年 月 ～ 年 月	年 月 ～ 年 月			
		建 物	棟 / ㎡	棟 / ㎡	棟 / ㎡	棟 / ㎡	棟 / ㎡
	工 作 物	件 / ㎡	件 / ㎡	件 / ㎡	件 / ㎡	件 / ㎡	
	取水排水計画	取水予定地		取水方法		取水日量	
	排水予定地		排水処理方法		排水日量		
道路等関係施設計画							
5 当該土地を選定した理由及び選定の経緯	別紙のとおり(別紙により具体的に選定の経緯及び理由を明らかにすること)						
6 候補地に関する土地改良事業	事業実施者		事業の種類		候補地に関する面積		
					㎡		
7 候補地と都市計画との関係	都市計画区域決定の有無		計画区域内 計画区域外				
	都市計画法第8条の地域、地区の決定		地域地区の種類	決定なし			
8 本事業の実施のため必要とされる法令に基づく許認可事項							

(記載要領)

- 1 「提出先」については、許可権者の名称を記載する。
- 2 「事業計画」欄には、本申出書の作成時点で事業計画が策定されていない場合には、記載は要しない。

(添付書類)

- 1 事業計画地を表示(事業計画地の区画の取り方が二以上ある場合には、それぞれにつき表示)した縮尺 1/10,000程度以上の図面(縮尺 1/25,000以下の図面を用いるときは、そのほかに事業計画地周辺の事情が判読できる程度の見取図を添付する。)
 - なお、図面には、次に掲げる事項を併せて明示する。
 - (1) 転用候補地に係る道路、水路等公共施設の位置
 - (2) 道路、排水路等の予定地、取水地点等
 - (3) 計画地の周辺(おおむね直径 1 km以内の範囲)の住宅、工場等宅地化の状況を中心とした土地利用状況
 - (4) 都市計画法による市街化区域、市街化調整区域、用途地域及び都市計画街路の範囲
- 2 建設計画に係る建物又は工作物の配置計画図(縮尺 1/500～1/2,000)(申出書作成時点で建設計画が策定されていない場合には添付を要しない。)
- 3 その他参考となるべき資料

様式例第4号の7

農地法附則第2項の規定による協議に係る事案の概要書

年 月 日
都道府県名又は市町村名

申請者の住所等	譲受人	住所	氏名			
	譲渡人	住所	氏名 外 名			
申請に係る土地	所在地番	市町 郡村 外 筆				
	地目別面積	田 m^2	畑 m^2	採草放牧地 m^2 その他 m^2		
	10a当たり平均収穫高	田 Kg	畑 Kg	採草放牧地 Kg 当該市町村の平均 Kg		
権利を設定し又は移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定・移転の別	権利の設定・移転の時期	権利の存続期間		
		設定・移転				
農地の区分						
許可基準に定める農地の区分の該当事項						
該当事項とした判断理由 (申請に係る農地の営農条件及び周辺の市街地化の状況を記載すること)						
転用候補地内の農地の区分別面積及びその割合	農用地区域内農地	甲種農地	第1種農地	第2種農地	第3種農地	農地の合計面積 (参考) 全体面積
	面積 m^2	m^2	m^2	m^2	m^2	m^2
	割合 %	%	%	%	%	100%
特定土地改良事業等関係	事業の種類	事業施行者	施行面積	申請地に関する面積	施行時期	申請地に関する土地改良財産
申請に係る土地と都市計画との関係	都市計画区域決定の有無	計画区域内	計画区域外	(告示 年 月 日)		
	都市計画法第8条の地域地区の決定	地域地区の種類	決定なし			
申請に係る土地と農業振興地域整備計画との関係	農業振興地域決定の有無	振興地域内	振興地域外	(告示 年 月 日) 農用地		
	農用地区域決定の有無	区域内	農用地区域外	(決定 年 月 日)		
転用目的						
転用目的に係る事業又は施設の概要	名称	棟数	建設面積	所要面積		
	土地造成			m^2		
	建築物			m^2		
	小計			m^2		
	工作物			m^2		
	小計			m^2		
転用事業の実施の確実性の概要及び周辺農地への被害を防除するための措置等の妥当性の概要						
農業上の土地利用との調整を了している場合等においては、その概要						
許可条項及び説明						
付すべき条件						
協議に際して特記すべき事項						

記載要領

- 「農地の区分」欄には、「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知。以下「運用通知」という。)第2の1に規定する農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第2種農地又は第3種農地の別を記載する。
- 「農地の区分」欄の「許可基準に定める農地の区分の該当事項」欄には、運用通知の区分に従い、例えば、第1種農地にあつては「運用通知第2の1の(1)のイの(ア)のa」のように、第2種農地にあつては「運用通知第2の1の(1)のオの(ア)のaの(a)」のように記載する。
- 「農業上の土地利用との調整を了している場合等においては、その概要」欄には、調整した土地利用計画等の名称、調整経緯等を記載する。
- 「協議に際して特記すべき事項」欄については、都道府県知事等が許可の適否の決定に際し特に協議しておくべき事項を記載する。

様式例第4号の8

農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書

年 月 日

農業委員会会長 殿

届出者

印

下記のとおり農地を転用したいので、農地法第4条第1項第8号の規定により届け出ます。

記

1 届出者の住所等	住 所				職 業				
2 土地の所在等	土地の所在	地 番	地 目		面 積	土地所有者		耕 作 者	
			登記簿	現 況		氏 名	住 所	氏 名	住 所
	計	m ² (田 m ² 畑 m ²)							
3 転用計画	転用の目的								
	転用の時期	工事着工時期							
		工事完了時期							
	転用の目的に係る事業又は施設の概要								
4 転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要									

(記載要領)

- 1 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 2 届出者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、「職業」欄にその業務の内容を、それぞれ記載してください。
- 3 「転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、事業又は施設の種類、数量及び面積、その事業又は施設に係る取水又は排水施設等について具体的に記入してください。

様式例第4号の9

農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書

年 月 日

農業委員会会長 殿

譲受人 氏名 印
譲渡人 氏名 印

下記のとおり転用のため農地（採草放牧地）の権利を設定し（移転）したいので、農地法第5条第1項第7号の規定により届け出ます。

記

1 当事者の住所等	当事者の別	氏 名	住 所			職 業		
	譲 受 人							
	譲 渡 人							
2 土地の所在等	土地の所在	地 番	地 目	面 積	土地所有者		耕 作 者	
		登記簿	現 況		氏 名	住 所	氏 名	住 所
	計	㎡（田 ㎡ 畑 ㎡ 採草放牧地 ㎡）						
3 権利を設定し又は移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定、移転の別	権利の設定、移転の時期	権利の存続期間		その他		
4 転用計画	転用の目的	開発許可を要しない転用行為にあっては都市計画法第29条の該当号						
	転用の時期	工事着工時期						
		工事完了時期						
転用の目的に係る事業又は施設の概要								
5 転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要								

(記載要領)

- 1 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 2 当事者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、「職業」欄にその業務の内容を、それぞれ記載してください。
- 3 譲渡人が2人以上である場合には、届出書の差出人は「譲受人何某」及び「譲渡人何某外何名」とし、届出書の1及び2の欄には「別紙記載のとおり」と記載して申請することができるものとします。この場合の別紙の様式は、次の別紙1及び別紙2のとおりとします。
- 4 「転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、事業又は施設の種類、数量及び面積、その事業又は施設に係る取水又は排水施設等について具体的に記入してください。

(別紙1) 届出書の1の欄 当事者の住所等

当事者の別	氏 名	捺印	住 所	職 業
譲 受 人				
譲 渡 人				

(別紙2) 届出書の2の欄 届け出ようとする土地の所在等

譲渡人の氏名	所 在	地 番	地 目		面 積 ㎡	土地所有者		耕作者	
			登記簿	現 況		氏 名	住 所	氏 名	住 所
計 筆		㎡ (田		㎡、畑		㎡、採草放牧地		㎡)	

(記載要領) 本表は、(別紙1)の譲渡人の順に名寄せして記載してください。

受 理 通 知 書

届出者名

番 号
年 月 日
農 業 委 員 会 会 長

〇〇年〇〇月〇〇日付けをもって届出書の提出があった農地法第4条第1項第8号（第5条第1項第7号）の規定による届出についてはこれを受理し、〇〇年〇〇月〇〇日にその効力が生じたので、農地法施行令第3条第2項（第10条第2項）の規定により通知します。

1 届出者の氏名等	氏 名		住 所		
2 土地の所在等	土地の所在	地 番	地 目		面 積
			登記簿	現 況	
					m ²
		権利の種類及び設定又は移転の別			
3 届出書が到達した日					
4 届出に係る転用の目的					

(記載要領)

- 届出者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、それぞれ記載する。
- 届出の効力発生日は、届出書が到達した日であるので、その日付けを記入する。

違反転用事案報告

年 月 日

都道府県知事又は市町村長 殿

市町村農業委員会 印

農地法第51条第1項第 号に該当する事案が発生したので、次のとおり報告する。

調査年月日	年 月 日	違反転用発生年月日	年 月 日		
違反転用の内容					
違反転用に関係する土地の所在等	土地の所在	地番	地目		
			登記簿	現況	
違反転用に係る関係者の氏名、住所及び職業	関係者の種類	氏名及び名称	住 所	職 業	備 考
	土地所有者				
	一般承継人				
	転得者				
	工事請負人				
転用許可処分の内容	許可年月日				
	許可権者				
	許可に係る転用目的				
	許可に付した条件				
	許可を受けた転用事業者の氏名、住所及び職業	氏 名	住 所	職 業	
違反転用に至るまでの経過					
付近の農林水産業又は生活環境への被害の状況					
違反転用に関して他の法令等により許認可等を要する場合はその手続等の状況					
土地利用計画との関係	(農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域又は農用地区域、都市計画法に基づく市街化区域又は市街化調整区域、工場立地法に基づく調査対象団地その他の土地利用計画との関連及び影響の有無について記載する。)				
特定土地改良事業等の実施状況	事業の種類	事業施行者	施行面積	違反転用に関する面積	施行時期
関係者からの事情聴取の内容					
農業委員会のとった措置					
農業委員会の意見					
その他参考となるべき事項					

- (添付書類) 1 登記事項証明書 (全部事項証明書に限る。)
2 位置図及び周辺状況図

勸 告 書

番 号
年 月 日

違反転用者名

都道府県知事又は市町村長

貴殿は、次のとおり、農地法第51条第1項第○号に該当しているので、○○年○○月○○日までに工事その他の行為を停止してください。（又は原状回復その他違反を是正するために必要な措置をしてください。）

期日までにこれに応じない場合には、同項による処分（命令）を行う方針です。

違反行為に係る 土地の所在等	土地の所在	地 番	地 目		面 積	
			登記簿	現 況		
法第51条第1項 に該当する内容 及びその理由						

様式第4号の13

処 分 書

番 号
年 月 日

違反転用者名

都道府県知事又は市町村長

農地法第51条第1項の規定により次のとおり処分します。

処分の内容	
処分を行う理由	

命 令 書

番 号
年 月 日

違反転用者名

都道府県知事又は市町村長

農地法第51条第1項の規定により次のとおり措置することを命じます。

停止すべき行為又は講ずべき原状回復等の措置の内容	
原状回復等の措置の履行期限	年 月 日
命令を行う理由	

(留意事項)

- 1 原状回復等の措置の履行を完了したときは、遅滞なくその旨を書面により農業委員会を經由して当職あて届け出てください。
- 2 原状回復等の措置の履行を定められた期間までに完了することができなかったときは、その理由及び原状回復等の措置の履行状況についての報告書を農業委員会を經由して当職あて提出してください。
- 3 履行期限までに原状回復等の措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないときは、農地法第51条第3項の規定により原状回復等の措置の全部又は一部を当職において行うことがあります。
- 4 当職において原状回復等の措置の全部又は一部を行った場合には、その費用を貴殿(御社)から徴収することがあります。

(記載要領)

- 1 行為の停止を命ずる場合には、直ちに行為を停止するよう命ずることとなるため、「原状回復等の措置の履行期限」欄には記載する必要はない。
- 2 「(留意事項)」は、原状回復等の措置を講ずる旨の命令を行う場合に記載する。

事業進捗状況管理表

都道府県名又は市町村名

(〇〇年1月～12月許可分)

番号	許可年月日	土地の所在	地番	転用面積 (㎡)	転用事業者名	事業完了 予定時期	進捗報告			完了 報告	備考
							第1回	第2回		
1	年月日	〇〇県〇〇市〇〇町	〇〇番	〇〇〇	(株)〇〇〇	年月日	年月日 ----- 進捗率〇%	年月日 ----- 進捗率〇%		年月日	
2											
3											
}											
XX											
XX											
XX											

(記載要領)

- 1 本表は、毎年1月から12月までに行った農地転用許可事案について作成する。
- 2 「進捗報告」欄には、許可条件に基づき報告される進捗状況について、報告のあった都度、報告年月日及び進捗率を記載する。
また、許可条件に基づき転用事業の完了報告が行われるまで、「進捗報告」欄を追加する。
- 3 「備考」欄には、事業計画どおりに転用事業が完了しない場合の是正指導の実施状況を記載する。